

職業能力開発校施設整備費等補助金の改正について(東日本大震災関連)

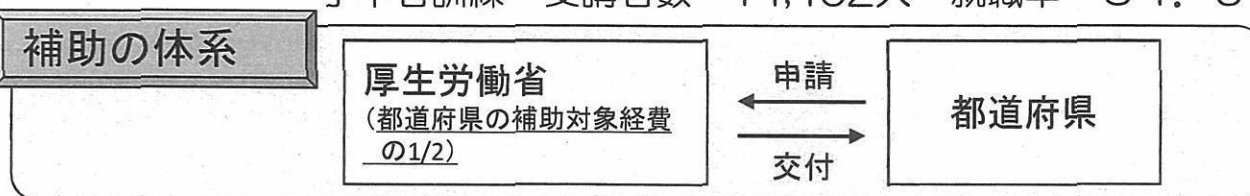
【制度の概要】

都道府県が設置する公共職業訓練施設（職業能力開発校や職業能力開発短期大学校等）の施設の建替や改修、設備の整備に係る経費等について補助（補助率 1 / 2）を実施。

補助対象施設数（H22.4.1現在）：全国 183 施設（内訳 職業能力開発校 164 施設、職業能力開発短期大学校 13 施設、障害者職業能力開発校 6 施設）

平成 21 年度実績：離職者訓練 受講者数 14,157 人 就職率 63.4%
 在職者訓練 受講者数 61,827 人
 学卒者訓練 受講者数 14,402 人 就職率 84.5%

補助の体系



【改正内容】

東日本大震災により著しい被害を受けた都道府県立職業能力開発校等の円滑な運営を確保するため、その施設又は設備の災害復旧に要する経費について、国から県への補助率を 1/2 から 2/3 に引き上げる。

特例の対象

東日本大震災に係る災害救助法の適用されている県※が設置する公共職業能力開発施設・設備の災害復旧に要する経費。

※青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の 9 県（東京都は大量の帰宅困難者の発生が理由のため除外。）

国の補助率の引き上げ

	国 → 県
現 行	1 / 2
改正案	2 / 3

【施行日】 平成 23 年 5 月 2 日